



平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国賠訴訟事件

原告 青山照弘ほか117名

被告 国

答 弁 書





平成28年11月1日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

被告指定代理人

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目9番15号

福岡法務局訟務部


部	付	甲	谷	健	幸		代			
上	席	訟	務	官	田	辺	淳	一		代
訟	務	官	渡	口	真					代
法	務	事	務	官	平	江	尚	子		代

〒850-8507 長崎市万才町8番16号

長崎地方法務局訟務部門 (送達場所)

(電話 095-820-5979)

(FAX 095-820-0267)

上	席	訟	務	官	小	野	勝	
訟	務	官	窄	口	義	博		
訟	務	官	岩	永	知	洋		

法務事務官 永ノ尾 紀



〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目4番12号

内閣官房国家安全保障局

内閣事務官 黒 木 康



内閣事務官 小 官 崇



〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省大臣官房訟務管理官付

防衛部員 佐 藤 伸



防衛部員 浅 沼



防衛部員 井 上



防衛部員 加 藤 真



防衛部員 早 川 浩



防衛事務官 片 桐



防衛事務官 牧 野 浩



防衛事務官 小 倉



防衛事務官 松 野 泰



防衛事務官 蓮 見 真



防衛事務官 楠 幸



防衛省防衛政策局防衛政策課

防衛部員 飯 島 秀



防衛部員 松 尾 友



防衛部員 林 太



防衛部員 若 林 賢



防衛事務官 奥 平



防衛省防衛政策局運用政策課

防 衛 部 員	佐 々 木	智
防 衛 部 員	西 山	嘉
防 衛 部 員	末 長	高
防 衛 部 員	安 井	公
防 衛 事 務 官	筒 井	



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に対する認否

「はじめに（原告らの思い）」との標題の下に記載された部分（訴状4ないし6ページ。以下、特記しない限り、本項におけるページ数は訴状のページ数を表す。）及び「最後に」との標題の下に記載された部分（25、26ページ）は、原告らの主観ないし意見を述べたものであるから認否の限りでなく、以下においては、「請求の原因」との標題の下に記載された部分（6ないし25ページ）について認否する。

- 1 「第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要」について（6ないし9ページ）
 - (1) 「1 新安保法制法の制定」について（6、7ページ）

2015年（平成27年）（引用者注：訴状は「平成17年」となっているが、「平成27年」の誤記と思われる。）9月19日、第189回国会の参議院本会議において、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備法」という。）及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」といい、平和安全法制整備法と併せて「平和安全法制関連2法」という。）が賛成多数で可決成立し、平成28年3

月29日施行されたことは認める。

(2) 「2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出」について（7ページ）

「新安保法制法案」とあるのを平和安全法制関連2法案と解した上で認める（以下、「新安保法制法案」とあるのは平和安全法制関連2法案と解した上で認否する。）。

(3) 「3 新安保法制法の中心的内容」について（7ページ）

いわゆる平和安全法制により、存立危機事態への対処が可能となったこと、また、国際平和支援法における協力支援活動、「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成11年法律第60号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。以下「重要影響事態安全確保法」といい、改正前の法律を指す場合は、特に「周辺事態安全確保法」という。）における後方支援活動において、弾薬の提供が可能となったこと並びに重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法において、自衛隊の部隊等が行う「後方支援活動」や「協力支援活動」等が「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。）が行われている現場」では実施しないものとされていることは認める。

その余は、原告らの評価ないし意見であり、認否の限りでない。

(4) 「4 新安保法制法の制定行為の違憲性」について（7, 8ページ）

憲法9条が戦争の放棄、戦力の保持の禁止及び交戦権の否認を規定していること、憲法99条が憲法尊重擁護義務を定めていることは認め、その余は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(5) 「5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性」について（8ページ）

平和安全法制関連2法案に対して反対の意見が表明されたことは認め、その余は、原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない。

(6) 「6 原告らの権利侵害」について (8, 9ページ)

原告らに国家賠償法 (以下「国賠法」という。) 上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとの主張であると解した上で、争う。

2 「第2 集団的自衛権を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること」について (9ないし17ページ)

(1) 「1 はじめに」について (9ページ)

平和安全法制関連2法案が可決されたこと、「後方支援活動の実施」及び「協力支援活動の実施」が自衛隊の任務であることは認める。その余については、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(2) 「2 集団的自衛権の行使が違憲であること」について (9ないし14ページ)

ア 「(1) 集団的自衛権の行使容認」について (9, 10ページ)

(7) 「新安保法制法は、」から「行使することができるようにしました。」までについて

平和安全法制整備法において自衛隊法及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号。ただし、題名は、平成27年法律第76号により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改められた。以下「事態対処法」という。)の一部が改正されたこと、上記改正後の事態対処法において、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項が定められたことは認める。平和安全法制整備法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能としたとの主張は、原告らのいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない。

なお、被告は、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法及び改正

後の事態対処法において認められる武力の行使のうち、国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるものは、他国を防衛するための武力の行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものであるから、憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない一方、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められないとの見解を採っている。

(イ) 「すなわち、」から「容認しました。」までについて
認める。

イ 「(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止」について (10. 11ページ)

昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」において、

(一) まず、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において『全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する』ことを確認し、また、第一三条において『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする』旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうてい解されない。」とし、

(二) 次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としては

じめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、このような場合に限って、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理を示し、

(三) その上で、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」として、(一) 及び (二) の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられていることは認める。

また、政府が、憲法9条2項は「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解しており、自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらないと解していること、従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解していることは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

ウ 「(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認」について (11, 12ページ)

平成26年7月1日に「2014・7閣議決定」がされたこと、同閣議

決定において、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」

「憲法上許容される上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この『武力の行使』には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。」との考え方を示したこと、上記閣議決定を踏まえ、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法76条1項、88条及び改正後の事態対処法2条2号、4号、3条3項、4項、9条2項1号ロにおいて、「防衛出動」等の規定が定められていることは認める。

エ 「(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性」について(12, 13ページ)

事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

オ 「(5) 立憲主義の否定」について(13, 14ページ)

日本国憲法が、前文において、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と定めていること、97条において、基本的人権の不可侵性を規定していること、98条1項において、憲法の最高法規性を規定していること、99条において、国務大臣、国会議員等に憲法尊重擁護義務を課していること、また、政府が、「2014・7閣議決定」において、憲法9条の下で許容される自衛の措置についての考え方を示し、

平和安全法制整備法においてその内容等が定められたことは認め、「2014・7閣議決定」、「2015・5閣議決定」及び平和安全法制整備法が立憲主義の根本理念を踏みにじり、憲法96条の改正手続を採らずに実質的に改正の結果を得ようとするものであり、国民の憲法改正に関する決定権を侵害するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(3) 「3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること」について（14ないし17ページ）

ア 「(1) 後方支援活動等の軍事色強化」について（14ページ）

平和安全法制整備法により、重要影響事態安全確保法における後方支援活動の対象が、重要影響事態に対処し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織とされていること、重要影響事態安全確保法においては、政府は、重要影響事態に際して、国会の承認の下に、後方支援活動、搜索救助活動、「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（平成12年法律第145号。なお、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。以下「船舶検査活動法」という。）に規定する船舶検査活動その他の重要影響事態に対応するための必要な措置を実施することができることとされていること、国際平和支援法において、「国際平和共同対処事態」とは、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」とされていること、政府は、国際平和共同対処事態に対処して、所定の要件及び国会の事前の承認の下に、協力支援活動、搜索救助活動及び船舶検査活動を実施することができること

されていること、重要影響事態安全確保法における後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供並びに自衛隊による役務の提供の種類は、「補給」、「輸送」、「修理及び整備」、「医療」、「通信」、「空港及び港湾業務」、「基地業務」、「宿泊」、「保管」、「施設の利用」並びに「訓練業務」とされ、国際平和支援法における協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の種類は、「補給」、「輸送」、「修理及び整備」、「医療」、「通信」、「空港及び港湾業務」、「基地業務」、「宿泊」、「保管」、「施設の利用」、「訓練業務」並びに「建設」とされていること、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に、後方支援活動及び協力支援活動として行う自衛隊に属する「物品の提供には武器の提供を含まないものとする。」とされているが、「武器」に「(弾薬の提供を含む。)」との定めはなく、また、上記の備考欄に、「自衛隊に属する物品提供及び自衛隊による役務の提供に、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との定めがないことは認める。

イ 「(2) 後方支援活動等の武力行使性」について (15 ページ)

事実に関する主張でなく、認否の限りでない。

ウ 「(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化」について (15 ないし 17 ページ)

(7) 「ア」について

名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決 (判例タイムズ1313号137ページ) に原告らが引用する判示部分が存在することは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

(4) 「イ」について

重要影響事態安全確保法が「後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為 (国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を

破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第7条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。」、国際平和支援法が「協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第8条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。」とそれぞれ規定していること、2014・7閣議決定において、「政府としては、いわゆる『武力の行使との一体化』論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の『後方地域』あるいはいわゆる『非戦闘地域』といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が『現に戦闘行為を行っている現場』ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の『武力の行使と一体化』するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が『現に戦闘行為を行っている現場』では、支援活動は実施しない。(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が『現に戦闘行為を行っている現場』となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。」ことが定められていること、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に、後方支援活動及び協力支援活動として行う自衛隊に属する「物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。」とされているが、「武器」に「(弾薬の提供を含む。）」との定めはなく、ま

た、上記の備考欄に、「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との定めがないことは認め、自衛隊の後方支援活動等が憲法9条に違反するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

エ 「(4) 後方支援活動等の違憲性」について (17ページ)

事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(4) 「4 砂川事件判決について」について (17ページ)

最高裁判所昭和34年12月16日大法廷判決(刑集13巻13号3225ページ)が「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」と判示していることは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。

(5) 「5 新安保法制法の違憲性」について (17ページ)

事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

3 「第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害」について (18ないし24ページ)

(1) 「1 集団的自衛権及び後方支援活動等の行使による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性」について (18, 19ページ)

原告らの国賠法上保護された権利又は法的利益の存否を離れて、抽象的に法制度の内容や原告らの意見ないしは評価を述べるものであって、本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない。

(2) 「2 原告らの権利、利益の侵害(概論)」及び「3 原告ら被爆者の権利、利益の侵害」について (19ないし24ページ)

否認ないし争う。

後記第4のとおり、原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。

4 「第4 原告らの損害」について（24ページ）
争う。

5 「第5 公務員の故意・過失及び因果関係」について（25ページ）

後記第4のとおり、原告らの請求は、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではなく、主張自体失当であるから、公務員の故意・過失や加害行為と損害との因果関係に係る各主張については、いずれも認否の要を認めない。

6 「第6 結論」について（25ページ）
争う。

第3 平和安全法制の制定の経緯

- 1 内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定した。
- 2 内閣は、平成27年5月14日、平和安全法制関連2法（平和安全法制整備法及び国際平和支援法）に係る法律案を閣議決定し、翌15日、内閣総理大臣は、上記法律案を国会（衆議院）に提出した。
- 3 平和安全法制関連2法に係る法律案は、平成27年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議で、それぞれ可決し、同日、平和安全法制関連2法が成立した。
- 4 平和安全法制整備法は、自衛隊法等の一部を改正する法律であり、また、国際平和支援法は、新規に制定された法律である。平和安全法制整備法により改正された法律は、以下の10法律である（なお、このほか、附則により技術的な改正が行われる法律が10法律ある。）。

- ① 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
 - ② 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）
 - ③ 重要影響事態安全確保法
 - ④ 船舶検査活動法
 - ⑤ 事態対処法
 - ⑥ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。）
 - ⑦ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）
 - ⑧ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第116号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。）
 - ⑨ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。）
 - ⑩ 国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）
5. 平和安全法制関連2法は、平成27年9月30日に公布され、平成28年3月29日に施行された。

第4 被告の主張

1 はじめに

原告らは、「新安保法制法」の制定に係る内閣（その構成員である各国務大臣）による「2014・7閣議決定」、「2015・5閣議決定」及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決により、①

原告らの「平和のうちに生きる権利（平和的生存権）」及び②生命・身体の安全を含む「人格権」がそれぞれ侵害されるとともに、③憲法改正の経路を経ることなく憲法の規定に反する法律を制定して、実質的に憲法改正状態を作り出していることから「憲法改正・決定権」が侵害されたとして、被告に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めている（訴状第1・6ないし9ページ、19ないし23ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告らの請求は、具体的な法的利益の侵害をいうものではなく、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないから、主張自体失当である。

2 原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと

(1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと

国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。これは、国賠法が民法の不法行為(709条以下)の特別法であることから明らかである。

この点、判例（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事159号161ページ等）においても、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」、「法律上保護された利益」の侵害がなければ国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提とした判示が繰り返されているところである。

(2) 原告らの主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

ア 原告らは、名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137ページ）を根拠に、平和的生存権の具体的権利性が肯定されると主張するようである（訴状第3の2(1)ア・19ページ）。

イ しかしながら、「平和的生存権」の具体的権利性については、最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決（民集43巻6号385ページ、判例時報1318号3ページ）が、「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない」と判示し、同判決については、「平和的生存権を何らかの憲法上の人格権としてとらえようとする学説があるが、本判決は、これに消極的評価をしたものといえよう。」と評価されている（小倉顕・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度225ページ）。このように、最高裁判所の判例は、「平和的生存権」については、憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として、具体的権利性を否定しているものといえることができる。

そして、同様の判断は、多数の裁判例によって繰り返し明確にされており、判例理論として確定しているものといえる（札幌高裁昭和51年8月5日判決・行裁例集27巻8号1175ページ、水戸地裁昭和52年2月17日判決・判例時報842号22ページ、東京高裁昭和56年7月7日判決・判例時報1004号3ページ、大阪地裁平成元年11月9日判決・判例時報1336号45ページ、福岡地裁平成元年12月14日判決・判例時報1336号79ページ、福岡高裁平成4年2月28日判決・判例時報1426号85ページ、大阪高裁平成4年7月30日判決・判例時報1434号38ページ、大阪地裁平成7年10月25日判決・判例時報15

76号37ページ，大阪地裁平成8年3月27日判決・判例時報1577号104ページ，東京地裁平成8年5月10日判決・判例時報1579号62ページ，大阪地裁平成8年5月20日判決・判例時報1592号113ページ，東京地裁平成9年3月12日判決・判例時報1619号45ページ，東京高裁平成16年4月22日判決・公刊物未登載（乙第1号証等）。

ウ 実質的に検討しても，権利には，極めて抽象的，一般的なものから，具体的，個別的なものまで各種，各段階のものがあるが，その権利の実現が妨げられた場合に裁判上の救済が得られるのは具体的，個別的権利に限られる。

これを「平和的生存権」についてみると，「平和」の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく，具体的な権利内容，根拠規定，主体，成立要件，法律効果等のどの点をとってみても，一義性に欠け，その外延を画することさえできない極めて曖昧なものであり，このような「平和的生存権」に具体的権利性は認められない。

また，憲法前文第2段は，全世界の国民が「平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」として，「平和的生存権」を規定しているけれども，ここでいう「平和的生存権」は，憲法前文第1段及び第2段で表明されている憲法の平和主義の原理を人々の生存に結びつけて説明するものであり，憲法の理念・基本原理を宣明したものであるという憲法前文の法的性格からしても，憲法前文に「平和的生存権」が掲げられていることをもって，直ちに基本的人権の一つであるということとはできず，裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めることはできない（伊藤正己・憲法（第三版）165ページ，佐藤幸治編著・要説コンメンタール日本国憲法27ページ同旨）。

エ この点について，前掲東京高等裁判所昭和56年7月7日判決は，「前文

は、憲法の建前や理念を荘重に表明したものであって、そこに表明された基本的理念は、憲法の条規を解釈する場合の指針となり、また、その解釈を通じて本文各条項の具体的な権利の内容となり得ることがあるとしても、それ自体、裁判規範として、国政を拘束したり、国民がそれに基づき国に対して一定の裁判上の請求をなし得るものではない。殊に、平和主義や『平和的生存権』についていえば、平和ということが理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体具体的な意味・内容を有するものではなく、それを実現する手段、方法も多岐、多様にわたるのであるから、その具体的な意味・内容を直接前文そのものから引き出すことは不可能である。このことは、『平和的生存権』をもって憲法13条のいわゆる『幸福追求権』の一環をなすものであると理解した場合においても同様であって、その具体的な意味・内容を直接『幸福追求権』そのものから引き出すことは、およそ望み得ないところである。(中略)『平和的生存権』をもって、個々の国民が国に対して戦争や戦争準備行為の中止等の具体的措置を請求し得るそれ自体独立の権利であるとか、具体的訴訟における違法性の判断基準になり得るものと解することは許されず、それは、ただ政治の面において平和理念の尊重が要請されることを意味するにとどまるものであ」と判示している(判例時報1004号25ページ)。

また、前掲東京高等裁判所平成16年4月22日判決(公刊物未登載・乙第1号証)も、「そもそも、平和のうちに生存する権利という概念自体、理念ないし目的を表わす抽象的概念としての平和を中核に据えるもので、しかも、それを確保する手段や方法も転変する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたって明確に特定することができないように、その内包は不明瞭で、その外延はあいまいであって、到底、権利として一義的かつ具体的な内容を有するものとは認め難く、これを根拠として、各個人に対し、具体的権利が保障されているとか、法律上何らかの具体的利益が保障されて

いると解することはできない。」と判示している（同号証14ページ）。

オ 以上によれば、「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

(3) 原告らの主張する生命・身体の安全を含む「人格権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

ア 原告らは、「新安保法制法の制定により、（中略）戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活などすべてにわたって、具体的危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されてい」るなどと主張する（訴状第3の2(2)イ・22ページ）。

イ しかしながら、上記アの主張は極めて抽象的であり、原告らのいう人格権の具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できない。原告らが「人格権」の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。

また、原告らの主張が、戦争やテロ行為に対する恐怖や不安を感じることなく平穏に生活する権利が侵害されたとの主張であるとするれば、当該主張は、「集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、（中略）敵国から国土に攻撃を受け、あるいはテロの対象となることを覚悟しなければならなくなります。（中略）新安保法制法の制定は、（中略）そこまで（引用者注：戦争）に至らない段階においても、その具体的危険を引き起こすものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するもので」あるとの「平

和的生存権」に係る原告らの主張（訴状第3の2(1)ウ・20, 21ページ）と同旨のものにはほかならないが、「平和的生存権」に具体的権利性が認められないことは、上記(2)で述べたとおりである。

ウ したがって、原告らの主張する「人格権」なるものについても、具体的権利性を認めることができないのは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

(4) 原告らの主張する「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

原告らは、原告ら国民が、自らの意志に基づいて「憲法の内容・条項を自ら決定する根源的な権利（本書面では「憲法改正・決定権」といいます。）」を有しており、憲法96条1項はこれを体現したものとした上で、「新安保法制法の制定は、（中略）憲法の規定に反する法律を制定して、実質的に憲法改正状態を作り出すもの」であるから、原告らの「憲法改正・決定権」を侵害するものである旨主張する（訴状第1の6・8, 9ページ, 第3の2(3)イ及びウ・23ページ）。

しかしながら、憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを観念することはできない。

このことをおくとしても、平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものでないことは明らかであって、憲法改正手続に関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益

に何ら影響を及ぼすものではなく、原告らの主張はそれ自体失当というほかない。

結局のところ、「憲法改正・決定権」の侵害であるとの原告らの主張は、平和安全法制関連2法の内容が憲法と抵触し、憲法の解釈が実質的に変更されるとして、個別の国民の具体的、個別的な権利ないし法的利益の侵害を離れ、主権者たる一般国民という立場において、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めることに帰するものというほかなく、これが付随的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも合致しないことは明白である。

以上のとおり、原告らの主張する「憲法改正・決定権」なるものにも具体的権利性を認めることはできず、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害と認めることはできない。

3 小括

以上のとおり、原告らの請求は、いずれも国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。

第5 結語

以上のとおり、原告らの主張は、いずれもそれ自体失当であり、理由がないから、速やかに弁論終結の上、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。